

ジャワのイスラーム法裁判所の発展

——多元的司法制度の成立——

小 林 寧 子

はじめに

- I イスラーム法裁判所の始まり
- II ヨーロッパ司法の導入とイスラーム法裁判所
- III 初期植民地支配下のイスラーム法裁判所
結びにかえて

はじめに

現在インドネシアでは一般国民用には2種類の裁判所が機能している。プンガディラン・ヌグリ(Pengadilan Negeri: 地方裁判所, 一般裁判所)とプンガディラン・アガマ(Pengadilan Agama: 宗教裁判所)である。前者は一般の民事、刑事の審理を行なうこの国にもある普通の裁判所であるが、後者はシャリーア(syariah: イスラーム法)に基づき、結婚および相続問題についての審理を行なうイスラーム教徒のための裁判所である(注1)。インドネシアは登録上では国民の約90%がイスラーム教徒であるために(注2)、このイスラーム法裁判所(注3)が存在するのである。イスラーム法裁判所はイスラーム思想を体現し、実行する重要な制度であり、イスラーム権威の象徴的存在でもある。

しかし、イスラーム教徒国に必ずしもイスラーム法裁判所が設置されているわけではない。世界のイスラーム教徒国は、(1)ほとんどどイスラーム法のみが適用されている国(サウジアラビア、イエメン等)、(2)世俗法のみが適用されている国(トルコ)、(3)家族法についてはイスラーム法、その他

に関しては世俗法が適用されている国(大多数のイスラーム教徒国)、の3つに分類できる。しかも、(3)に属する国にはイスラーム法裁判所が世俗法裁判所に吸収されているものもあり、それぞれの婚姻法も近年多様性を持って発展している(注4)。イスラーム法裁判所が廃止されずに発展し続けるにいたる経緯はさまざまではあるが、植民地支配という歴史的条件と深い関わりがある場合が多い。

イスラーム法は原理の上では人間が定めた法ではなく、天啓による聖法であり、コーランとハディース(hadith: 預言者の伝承)を法源としている。これは、イバダート(ibadat: 儀礼的規範)とムアーマラート(muamalat: 社会的規範)の2つの分野に大別できる。前者はいわゆる六信五行を中心としたもので、神に対する義務、神と人間との関係(礼拝、断食、巡礼の方法等)を定めている。後者は、婚姻、親子関係、相続、契約、売買、誓言等、社会生活における人と人との関係を定めており、イスラーム共同体のあり方を示している。イスラームにおいては宗教が単に個人的な信仰生活だけでなく、社会生活全般を規制するのはこのイスラーム法の性格による。イスラームの教義はイスラーム共同体の基礎が個々の家族であることを強調するため、家族法はイスラーム法の中でも最も重要な部分であり、伝統的宗教法の影響の最も強い分野であるといえよう。それゆえに、概して植民地権力は家族法の領域の問題に対する干渉を

避けたのである。多くのイスラーム教徒国で家族法にイスラーム法が適用されたり、その審理を担当するイスラーム法裁判所が現在まで存在するのもこのためである。しかし、ヨーロッパ勢力侵攻以前にイスラーム法がどの程度一般信徒に理解されていたのか、換言すればイスラーム化の進展具合、および植民地支配の形態によっても、植民地支配がそれぞれのイスラーム社会の司法制度に与えたインパクトは異なる。

インドネシアのイスラーム法裁判所に関する研究はまだ少ない。そもそもイスラーム法裁判所の存在自体にほとんど関心が向けられなかった。これは、イスラーム研究の中でも法制度を扱ったものがきわめて限られていることに起因しているが、その根底にあるのは、イスラーム教徒にとってのイスラーム法の重要性、また、イスラーム法裁判所の機能に対する根本的な認識不足であろう。さらに、多くの発展途上国研究と同様インドネシア研究においても司法制度に関する基礎的な研究がなされていないことが、イスラーム法裁判所の研究を一層困難にしている。

そのような中で特筆されるのはダニエル・レヴ(Daniel S. Lev)の労作^(注5)であり、この中ではイスラーム法裁判所がインドネシアの政治発展過程と関連づけて論じられている。レヴはイスラーム法が聖法でありながら近代社会の基礎になる概念を多く提示するという合理性を重視し、公的制度としてイスラーム法裁判所が存在することは、イスラーム法の概念の伝達、イスラーム社会の近代化に大きく貢献することを強調している。ただし、レヴの研究は独立闘争期および独立後に重点が置かれており、それ以前の歴史については断片的に触れられているだけである。インドネシアで現在もイスラーム法裁判所が発展しているのは、数世

紀にわたるイスラーム化の過程で、イスラーム法裁判所がすでに社会に根づいた制度となっていたからではないだろうか。近代化の中でイスラーム法裁判所は世俗法裁判所に統廃合されるという安易な見方に反し、インドネシア政府は現在イスラーム法裁判所の権限を強化する方向に動いている^(注6)。イスラーム法裁判所は、時代の要請に応じて自己変革を続けるイスラームのダイナミズムを解明するための重要な手掛かりになるのではないだろうか。

本稿では、イスラーム法裁判所を考える上での基礎的な作業として、まず、ジャワでイスラーム法裁判所がどのように発展してきたのかその歴史を19世紀前半まで可能な限り明らかにする。次に、現在の複合的司法制度を形成することになったオランダとイギリスが導入した司法制度を検討し、初期植民地支配下においてイスラーム法裁判所がどのように機能したのかを考察する。

なお、ジャワ語および地名の表記は文献によって異なるため、固有名詞として確定したものを除き、すべて現代表記に統一した。

(注1) この他、マハカマ・ミリテル(Mahkama Militer: 軍事裁判所)とブンガディラン・タタ・ウサハ・ヌガラ(Pengadilan Tata Usaha Negara: 行政裁判所)がある。現在のインドネシアの司法制度に関しては、石井米雄監修『インドネシアの事典』同朋舎 1991年の「司法制度」の項を参照。

(注2) 1985年のセンサスによると、全人口に占めるイスラーム教徒の割合は、86.9%である。Indonesia, Biro Pusat Statistik, *Statistik Indonesia 1988*, ジャカルタ, 1989年, 166~167ページ。

(注3) イスラーム法に基づいて審理を行なう裁判所は英語では“syariah court”, “Muslim law court”, “Islamic court”と表記されるが、日本語ではまだ定訳はなく、「シャリーア裁判所」とか「(イスラーム)宗教裁判所」が用いられている。「シャリーア裁判所」は正確な訳語ではあるが、専門家以外には理解が得られにくい。

一方、「(イスラーム)宗教裁判所」は「魔女狩り」を行なった中世ヨーロッパの異端審問の裁判を連想させるといふ難点がある。これらに鑑み、本稿では「イスラーム法裁判所」を用いることにした。しかし、インドネシアのイスラーム勢力は「宗教裁判所」という名称に固執していることも忘れてはならない。

(注4) イスラーム法の全般的な発展および法実践に関しては次を参照。Coulson, N. J., *A History of Islamic Law*, ペーパーバック版, エディンバラ, Edinburgh University Press, 1978年/同, “The Concept of Progress and Islamic Law,” Ahamad Ibrahim 他編, *Readings on Islam in Southeast Asia*, シンガポール, Institute of Southeast Asian Studies, 1985年, 203~212ページ。個別研究としては次のものを参照。Christelow, Allan, *Muslim Law Courts and the French Colonial State in Algeria*, プリンストン, Princeton University Press, 1985年/Ahamad Ibrahim, “The Position of Islam in the Constitution of Malaysia,” 同他編, 前掲書所収, 213~220ページ/Abdul Majeed Mohamed Mackeen, “The Shari’ah Law Courts in Malaya,” 同上書所収, 229~235ページ/Cezar Adib Majul, “Problems in the Implementation of Shari’ah”, 同上書所収, 236~239ページ/Sutherland, Heather, “The Transformation of the Trengganu Legal Order,” *Journal of Southeast Asian Studies*, 第11巻第1号, 1980年3月, 1~29ページ/湯浅道男『イスラーム婚姻法の近代化』成文堂 1986年。

(注5) Lev, Daniel S., *Islamic Courts in Indonesia: A Study in the Political Bases of Legal Institutions*, バークレイ, University of California Press, 1972年。

(注6) 最近のインドネシアのイスラーム法裁判所については次を参照。中村緋紗子「インドネシアのイスラーム法の制度化」(『イスラームの都市性・研究報告』第109号 1991年)。独立後のインドネシアのイスラーム行政に関しては次を参照。Deliar Noer, *Administration of Islam in Indonesia*, イサカ, Cornell University Press, 1978年。

I イスラーム法裁判所の始まり

イスラーム法裁判所を論ずる前に、前イスラーム期のジャワの司法について一言触れておかね

ばならない。14~15世紀に東ジャワを中心に勢力を伸ばしたジャワ・ヒンドゥー王国マジャパヒト(Majapahit)には、ダルマジャクサ(darmajaksa)、ウパパティ(upapatti)と呼ばれる宮廷裁判所の司法官職があり、宗教権威者がその職に就いていたことが知られている(注1)。この時代には、インド起源のヒンドゥー法典(シワ派)にジャワ古来の慣習が編入されたジャワ独自の法典が司法の拠り所となっていた(注2)。ジャワにおいては、前イスラーム期より、宗教と法は不可分の関係にあったのである。

それでは、イスラーム法に基づいて審理を行なう裁判所はいつからジャワに登場したのであろうか。この時期を確定するのは非常に難しい。ジャワのイスラーム化は外国との交流の多いパシシル(Pasisir: 北海岸地域)から始まったが、ジャワ人の改宗が目立ってきたのは、15世紀後半からであり、この頃最初のイスラーム王国デマク(Demak)も勃興し、1527年にはマジャパヒトを滅ぼした。15世紀か16世紀の初頭にパシシルで書かれたと推測されるジャワ語の文献には、異教徒の法廷に関わることを戒める次のようなくだりがある。「裁判の訴訟に巻き込まれ、イスラーム法に従って解決することを促されながら異教徒の裁判所であるカルタ(karta)にこれを持ち込もうとする者は不信心である」(注3)。このテキストはイスラームの布教書ともいふべきものであるが、大多数の異教徒の中で暮らす少数派のイスラーム教徒が既成の裁判所を拒否し、イスラーム法を遵守しようとする活動が窺える。明らかに国家が設置したイスラーム教徒のための裁判所はまだ存在していない。これを裏づけるものとして、最初のデマク王ジンプン(Jin Bun: 別名ラデン・パター [Raden Patah])の編纂したとされる法典『サロカントロ』(*Saloka-*

ntara)がある。この法典では、裁判官はまだジャクサ(jaksa)と呼ばれており、これはマジャパヒトのダルマジャクサの名称を受け継いでいた。ただし、デマクのジャクサは宗教的な権威は持たなかった(注4)。一方、16世紀初頭、デマクにはジャクサとは別種の司法官プンフル(penghulu)が新たに任命された。プンフルはデマクのモスクの筆頭イマーム(imam: 集団礼拝の指導者)に与えられた名称であるが、イスラーム法の権威とされた。この名称は他の王国にも受け継がれ、のちにジャワでは「プンフル」は一般にモスク長および高位の宗務官吏を指すようになった(注5)。

ほかに、デマクより少し遅れて勃興したジャワ西端のバンテン(Banten)王国の成り立ちを叙述した『バンテン史』(Sajarah Banten)には、最高位の宗務官吏として「カリ」(kali)が登場する。この「カリ」は「カディ」(kadi)とも呼ばれるが、アラビア語のカーディー(qādi: 裁判官)の転訛である。中東では、カーディーは政府により各裁判区に司法官として任命され、イスラーム法に基づき、民事・刑事の審理を行なった。ジャワ全域を制圧するムスリム国家が成立しなかったジャワではこのようなカーディーは出現しなかった。しかし、カーディーの名称自体は、ジャワのイスラーム化初期から使われたのである。『バンテン史』によると、「カリ」はスルタンが幼少の折りにはその後見役をつとめるなど要職であったことが記されている(注6)。しかし、恐らく16世紀末にはすでに機能していたであろうイスラーム法裁判所に関しては記述がないため、その存在を確定することはできない(注7)。

イスラーム法がジャワの国家の司法に影響を与え始めたのは、新興のマタラム(Mataram)王国の第3代の王、スルタン・アグン(Sultan Agun:

在位1613~46年)の時代からである。17世紀初頭、ジャワには統一国家はなく、内陸のマタラムが最大であった(第1図)。北海岸のイスラーム国家スラバヤ(Surabaya)、トゥバン(Tuban)、および近隣のパジャン(Pajang)を次々と攻略したスルタン・アグンは、マタラムのイスラーム化を一気に推進した(注8)。当初このマタラムでは、問題の性格に従って審理事項は2つの裁判に分けられた。ひとつは「ブラドト」(pradata: 報告する、問題を提出する)と呼ばれる問題、つまり王に関係する犯罪、および死刑の科せられる重大犯罪を扱う裁判であり、ここでは王が判断を下した。2番目は、「パドゥ」(padu: 争い)、すなわち家臣同士の争いを扱う裁判で、ジャクサが判断を下した。もちろんまず問題を受理するのはジャクサであったが、ブラドト問題を王に伝えるのもその任務であった。このブラドト=パドゥの分類は恐らくマジャパヒトの司法を踏襲したものであるが、スルタン・アグンの治世下にブラドト事項にはプンフルの助言が求められるようになった(注9)。プンフルおよび宗教勢力は宮廷で確固とした地位を築き始めたのである。

プンフルとジャクサの役割分担に始まり、やがては王(実質的にはパティ(patih: 大臣))とプンフルがブラドト事項を審理する法廷とジャクサがパドゥ事項を審理する法廷に分離するプロセスが完了したのは、1750年頃と考えられる。1771年に編纂されたマタラムの法典『ナウォロ・ブラドト』(Nawala Pradata: ブラドト法規)では、前者をスランビ(Surambi: モスクの玄関)、後者をブラドトと呼んでいる。プンフル法廷は通常モスクの玄関で開かれるのでこの名があり、ジャクサ法廷がブラドトと呼ばれるのは以前ジャクサが裁判の審理事項を報告することを「ブラドト」と呼んでいた名

残である。さらに、パドゥ事項の一部も審理をスランビ法廷に移され、以前のプラドト＝パドゥの区別は曖昧になり始めていた^(注10)。『ナウォロ・プラドト』はプラドト法廷用の法典であり、数回改訂されているが、1782年版の中では、スランビは婚姻に関する問題を審理する(法廷である)と定義されている^(注11)。実際、18世紀中頃には、婚姻、相続に関する問題がイスラーム法に従って処理されていたことが王都スラカルタ(Surakarta)のスランビ法廷の裁判長であるマス・ブンフル(Mas Penghulu)が発布した文書からも裏づけられている。これはプサントレン(pesantren: イスラーム塾)で名高いブルディカン(perdikan: 免税村)のテガルサリ(Tegalsari)村^(注12)の村長キヤイ・ハッサン・ブサリ(Kyai Kasan Besari)に宛てた訓令書で、1746年4月9日付けのものである。これは当時イスラーム法がどのように適用されていたのかを知る貴重な文書でもあるのでここに訳出する。

「スラカルタのカンジュン・キヤイ・マス・ブンフル(Kanjeng Kyai Mas Penghulu)はテガルサリのキヤイ・ハッサン・ブサリに訓令書を下す。この訓令書はキヤイ・ハッサン・ブサリにハキム(hakim: 司法官)として、ワリ(wali: 後見人)に立つ者がいない、もしくはワリが責任を果たさなかったり、ワリが死去したとかというような女性、同様にワリがキヤイ・ハッサン・ブサリの管轄領域であるテガルサリに居住しているような女性を結婚させる権限を与えるものである。さらに、キヤイ・ハッサン・ブサリには、ニカッ(nikah: 結婚)、ワリス(waris: 相続)、タラク(talak: 離婚)等夫婦間の問題をナゴロ(nagara: 国〔注: 王都スラカルタ〕)で行なわれているのと同様に処理し、また、借金、抵当等に関してもできうる限り公正な法の裁き

を行なう権限を与える。しかしながら、死刑判決を下す権限は与えぬものである。……(中略)

カンジュン・キヤイ・マス・ブンフルのキヤイ・ハッサン・ブサリに対する命令は、ワリがいるかどうかを正確に調査をする前に結婚を承認してはならぬということである。(結婚を望む女性とそのワリとの関係は)血縁か否か、血縁であればいかなる関係か、義理の親子関係かそれとも実子なのか、また、イッダ(iddah: 再婚待機期間)を経過しているか否か、(夫の)死去による結婚解消か否か等を確認した上でなければ結婚をさせてはならぬ。以上の規則を守らなかった折にはキヤイ・ハッサン・ブサリに(職務の)停止命令を12%⁷の罰金とともに下すものである。ナイブ(naib: ブンフルの代理)としての任務を全うするに当たっては細心の注意を払うべし」^(注13)。

キヤイ・ハッサン・ブサリはテガルサリ村の村長として、司法行政官としての任務を命じられ、法を監督する者として結婚、離婚、相続、その他の係争の処理を任されている。ここにあらわれた結婚を正式なものとするための手続きは、イスラーム法に則ったものである。まず、女性にはワリが立たなければ結婚は成立しないが、このワリの正当性を確認しなければならない。女性の血縁者にワリに立つべき者がいない場合はハキムの立場にある者(この場合はハッサン・ブサリ)が代理を務めなければならない。再婚の場合はその前の結婚が正式に解消されて再び結婚できる身分にあるのかも審査しなければならない^(注14)。そもそも「ワリ」、「ニカッ」、「ワリス」、「タラク」、「イッダ」がアラビア語起源の用語であることから、婚姻事項がイスラーム法に従って処理されていた、もしくは少なくともそうすることがめざされていた

ことは明らかである。ただし、これにはテガルサリが宗教色の強い村であるという特殊な条件も考慮しなければならない。

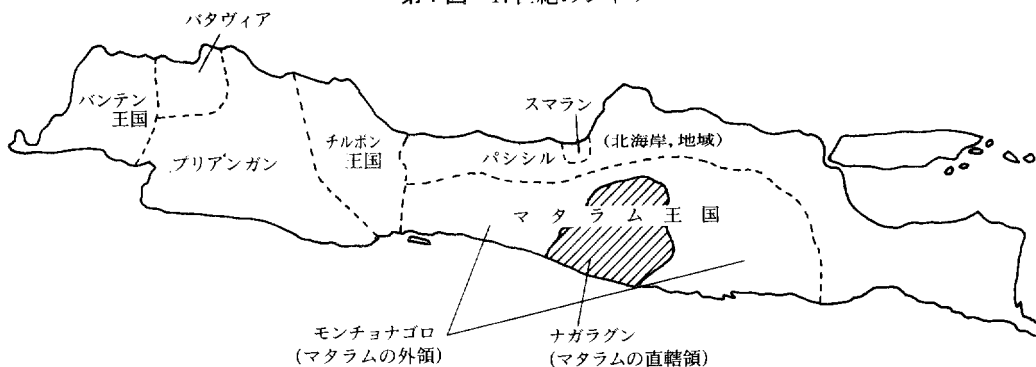
この訓令書からはマタラムの中央と地方の司法上の関係も浮かびあがってくる。マタラムは王都スラカルタのあるナガラグン(nagaragung：直轄領)とモンチョナゴロ(mancanagara：外領)から成り、それに北海岸地域とプリアンガン(Priangan)を支配下に置いていた(第1図参照)。テガルサリ村はモンチョナゴロに位置した。訓令書では死刑判決を下す権限を与えていないが、これは婚姻、相続問題に加え、軽犯罪は現地で処理されたのに対し、重大犯罪は王都まで持ち込まれて、審理されていたことを示す(注15)。元来、マタラムの支配はナガラグン地域を除いてはきわめてゆるやかなものであったし、しかも、次の節で述べるとおり、18世紀初頭よりマタラムの領土はオランダにことごとく侵食されていた。この訓令書が出された時期に、王国の主導のもとにイスラーム司法が整備された地域は限られていたといえるだろう。

しかし、マタラムの司法制度は、西部ジャワのチルボン(Cirebon)王国には確かな影響を与えて

いた。チルボンは16世紀の中頃興ったイスラーム王国で、一時マタラムの支配下にあり、17世紀末までにチルボンは4つの王家に分裂した。各王家はそれぞれの法律書パパケム(Papakem)を有したが、これは1768年に編纂され、『パパケム・チルボン』(Papakem Cirebon：チルボン憲章)に統合された。この『パパケム・チルボン』はマタラムの法典を含め、数種類のジャワ古来の法典をもとにしたものであった(注16)。この中では司法を(1)アガマ(agama：宗教法)、(2)ドリガマ(drigama：世俗法)、(3)トヨガマ(toyagama：試罪法)(注17)の3つの分野に分類している。アガマには、プラカウイス・ドサ・キサス(prakawis dosa kisas)と呼ばれる体罰の科せられる重大犯罪、婚姻・相続問題が含まれ、これはブンフルが審理する領域である。「ポロ・ブンフル・サカワン」(para penghulu sakawan：ブンフル集団)または「ポロ・キヤイ・ウクム」(para kyai ukum：法のキヤイたち)と呼ばれる合議体で審理がなされた。ドリガマは7人のジャクサから構成される合議体の「カルタ」(裁判所)によって審理がなされた(注18)。

イスラーム法裁判所がチルボンに導入されたの

第1図 17世紀のジャワ



(出所) Soemarsaid Moertono, *State and Statecraft in Old Java*, イサカ, Cornell University Press, 1981年, に基づき筆者作成。

は、18世紀の中頃であり、ジャワの他の王国と比較すると遅い。当初、チルボンにはカルタだけが機能していたが、新たにプンフルが裁判官に任命され、プラドト事項がその審理下に移されたのである。プンフルは婚姻官であると同時にカディとしての役割も担うことになった^(注19)。これにはチルボンの司法がマタラムに倣う形でイスラーム化したことが窺われる。先に述べたとおり『パパケム・チルボン』はそれまでのジャワの法典のいくつかを編集したものであるが、アガマニドリガマという分類自体も、ジャワ・ヒンドゥー法典からの引用である。もっともジャワ・ヒンドゥー期のアガマはヒンドゥー教のことであり、ドリガマはジャワ古来のもの、慣習を指していた^(注20)。その時代からアガマとドリガマは互いに補完し合ものと考えられていたが、『パパケム・チルボン』でも、ドリガマは尊重されるべき伝統であり、宗教に抵触するものではなかった^(注21)。「カルタ」という名称、およびジャクサの7人という数もマジャパヒト時代の名残であり、『パパケム・チルボン』には旧来のジャワ・ヒンドゥー教の影響が色濃くあらわれていた。しかし、刑事の中でも重大犯罪がプンフルの審理下に置かれたこと、また、裁判での誓言をジャクサではなくプンフルが司ることがイスラーム法に優位を与えていることを端的に表わしている^(注22)。さらに、チルボンには特別にイスラーム法の適用を受ける特権的宗教グループも存在し^(注23)、マタラムと同様王権力のもとにイスラーム化は推進された。

その他の地域のイスラーム法裁判所に関しては必ずしも明確ではない。早くからイスラーム化したパシシルではいつからスランビ法廷が始まったかは確定できないが、1678年と1715年のオランダの文書からは死刑判決がスランビ法廷で下されて

いたことが確認できる^(注24)。プリアンガンではスルタン・アグンの時代に司法のイスラーム化が始まったが、やはり1715年のオランダの文書には婚姻、相続問題をカディが審理していることが報告されている^(注25)。しかし、17、18世紀は行政組織がまだきわめてゆるやかな時代であり、オランダの報告書にあらわれるイスラーム司法が行政の中心地を離れた地域でも機能していたかは定かでない。また、19世紀末までジャワにはまだイスラーム化していない地域があり、ジャワのイスラーム化にはかなりの地域差があった。

最後に、18世紀末頃のスラカルタのプラドト法廷用の法典『スルヨ・アラム』(*Surya Alam*)にはイスラーム法の影響の痕跡が認められることも指摘しておかねばならない。この法典には裁判のあり方が示されており、その大部分をマジャパヒト時代から継承したものと考えられる。この中では、カバヤン(kabayan: 村役人)、ブパティ(bupati: 地方領主)、ジャクサ、プンフルが司法行政官として機能しており、やはりプンフルはジャクサよりも王に近い官吏として位置づけられている。また、裁判で考慮すべき3つの要因(トリ・ロソ・ウボヨ: tri-rasa-upaya)のひとつにイスラーム法を示す「フクム」(hukum: 神の法)を定めている。このフクムの内容は示されていないが、姦通罪の認定の方法にイスラーム法の影響が窺える^(注26)。

以上述べたように、ジャワのイスラーム司法はジャワ・ヒンドゥー期の制度をイスラーム化する形で成立した。この過程で、旧来の法はイスラーム法にとってかわられたものもあったが、宗教法を補完する慣習法として適用され続けた。これがプンフル法廷とジャクサ法廷が並存するという裁判制度を生んだのである。イスラーム法裁判所の成立した地域は限られていたが、制度としての形

を整えたことで、イスラーム法が普及、定着する基盤が築かれたことになった。

(注1) Graaf, H. J. de; Th. G. Th. Pigeaud, *De Eerste Moslimse Vorstendommen op Java: Studiën over de Staatkundige Geschiedenis van de 15de en 16de Eeuw* [ジャワの最初のムスリム王国: 15, 16世紀の政治史に関する研究], ハーグ, Martinus Nijhoff, 1974年, 66 ページ/Pigeaud, Theodore G. Th., *Java in the Fourteenth Century: A Study in Cultural History*, 第4巻, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1962年, 368~369, 402 ページ。

(注2) 前イスラーム期のジャワの法律書については次を参照。Pigeaud, Th. G. Th., *Literature of Java*, 第1巻, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1967年, 304~308 ページ。

(注3) Drewes, G. W. J., *An Early Javanese Code of Muslim Ethics*, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1978年, 36~37 ページ。

(注4) Graaf; Pigeaud, 前掲書, 66~67 ページ。

(注5) プンフルについては次を参照。拙稿「プンフルの植民地官僚化——19世紀ジャワの宗務官吏——」(『アジア研究』第37巻第3号 1991年6月) 29~60 ページ。

(注6) Hoesein Djajadiningrat, *Tinjauan Kritis tentang Sajarah Banten* [『バンテン史』の批判的考察], ジャカルタ, Penerbit Djambatan, 1983年 (オランダ語版は, *Critische Beschouwing van de Sadjarah Banten: Bijdrage ter Kenschetsing van de Javaansche Geschiedschrijving*, ハールレム, Enschede, 1913年)/Graaf; Pigeaud, 前掲書, 122~124 ページ。なお, ジャワにイスラームを広めるのに功績のあったとされる「九聖人」の1人, スナン・カリジョゴ(Sunan Kalijaga) の kali も qādi の転訛とも伝えられる(Graaf; Pigeaud, 同上書, 67ページ)。しかし, 「九聖人」の時代 (15世紀後半から16世紀前半) にイスラーム法裁判所が存在したことを示す資料はまだ見当たらない。

(注7) 16世紀末, バンテンを訪れたオランダ人はパセバン (paseban: 普通は謁見所のことであるが, 当時のバンテンでは宮廷前の広場をさしたようである) で民事に関する裁判が行なわれているのを目撃している。しかし, これはカリが司るものではなく, 重大な刑事犯罪を扱うカリ法廷は別の場所で行なわれていたと考えられ

るが, ここにも記述はない。Kern, R. A., “Javaansche Rechtsbedeeling” [ジャワの司法], *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië*, 第82巻第2・3号, 1927年, 417~421ページ。

(注8) Pigeaud, Theodore G. Th., *Islamic States in Java 1500-1700*, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1976年, 35~51ページ。

(注9) Kern, 前掲論文, 379~382, 386ページ。

(注10) 同上論文 383ページ。

(注11) 同上論文 402ページ。

(注12) プサントレンとはイスラームについて学ぶ寄宿制の学校のことである。当時テガルサリ村のプサントレンはジャワ全土から生徒を引きつけていた。プサントレンに関しては次を参照。拙稿「19世紀末のジャワのイスラーム教育とプサントレン」(『アジア経済』第29巻第10号 1988年10月) 2~21ページ。なお, プルディカンは聖墓・王族の墓の管理, またはプサントレンの運営等宗教的な理由で王に免税特権を与えられた村のことである。

(注13) Kern, 前掲論文, 435 ページ。この訓令書は中期ジャワ語で書かれている。文中の「レアル」は当時まだジャワで流通していたスペインのレアル銀貨をさす。

(注14) イスラーム教徒の離婚が成立するまでにはいくつかの手続きを経なければならず, これが間違いなく行なわれるために婚姻官の指導が行なわれる。また, 女性が再婚する場合は一定の待婚期間を経なければならない。これがイッダであるが, その前の婚姻解消が夫の死亡によるものか, それとも離婚によるものかによって期間は異なる。

(注15) 実際, ナガラグン以外では, 各地域のジャクサが旧来のパドゥ事項を処理していた。Kern, 前掲論文, 383, 425ページ。

(注16) 同上論文 320~321ページ。

(注17) トヨガマは王が特別に課すもので, 水を用いて行なわれた。同上論文 332~334ページ。

(注18) 同上論文 328~330, 334ページ。

(注19) 同上論文 328~329, 338ページ。

(注20) 同上論文 384ページ。

(注21) 同上論文 334ページ。

(注22) 同上論文 330~331ページ。

(注23) 同上論文 335~336ページ。

(注24) 同上論文 413~414ページ。

(注25) 同上論文 350ページ。

(注26) 『スルヨ・アラム』は最初デマク時代に編纂されたが、マタラムの宮廷文学士ヨソディプロI世 (Yasodipra I, 1729~1802年) によって改編された。『スルヨ・アラム』にはいくつかの翻訳があるが、本稿では次を使用した。“Translation of a Modern Version of the *Suria Alem*,” Thomas Stamford Raffles, *The History of Java*, シンガポール, Oxford University Press, 1988年, Appendix C. トリ・ロソ・ウポヨとは「3つの判断」と訳せる。フクムの他のふたつは、プリンタツ (perintah : 王の命令) とカスサハン (kasusahan : 人民が王侯の決まりから受ける困難な事情) である。イスラーム法では姦通罪の成立には4人の証言を必要とし、それが立証されない場合は中傷罪が科せられる。『スルヨ・アラム』では、次のように規定されている。「……もし4人の男が一致した証拠もなく、女を姦淫で非難した場合は、彼らには死刑が科せられるべきである……」。

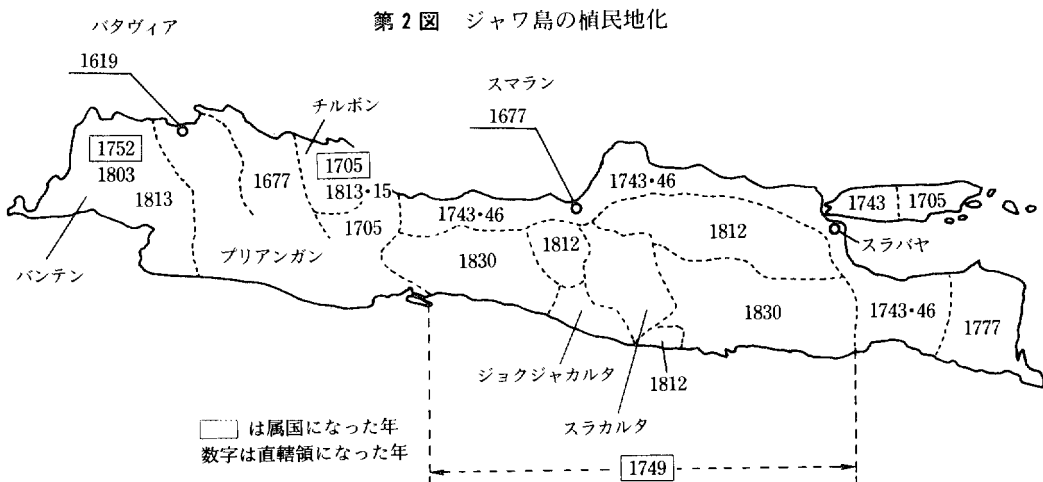
II ヨーロッパ司法の導入とイスラーム法裁判所

ジャワの司法では1600年前後からイスラーム化が始まったが、ほぼ同じ頃からジャワには全く異質のヨーロッパ司法が導入され始めた。

香料諸島との貿易独占を狙って1602年にオランダ東インド会社 (Verenigde Oostindische Comp-

gnie : 以下 VOC と略) を設立したオランダは、ジャカトラ (Jakarta : 1619年にバタヴィア [Batavia] と改名) に本拠を置いた。当初 VOC の関心は商業上の権益に限られており、バタヴィアおよびその周辺地域 (Ommelanden) に統治権を行使するのみであった。VOC の社員のための司法機関として1626年法務院 (Raad van Justitie : 1798年に高等法務院 [Hooge Raad van Justitie] に改組) が設置され、VOC の社員以外のヨーロッパ人のためには陪審法廷 (College van Schepenen) が設けられた。ジャワ人との接触はまだ少なく、VOC の司法はもっぱらヨーロッパ人を対象としたものであったが、陪審法廷はバタヴィア要塞近辺の中国人、ジャワ人に対する裁判権も有していた(注1)。1677年 VOC はマタラムと協定を結び、マタラム国内在住の外国人を VOC の司法下に置いた(注2)。マタラムの主権が侵される第1歩であったが、まだジャワ人の司法にオランダが介入するという事態には至らなかった (第2図参照)。

香料貿易の利益が薄くなった18世紀初頭から VOC は植民地経営に乗り出し、VOC の支配下に入った地域では若干の変化がもたらされた。1737



(出所) 石井米雄監修『インドネシアの事典』同朋社 1991年 98ページ。

年、北東海岸地域はマタラムとの協定で VOC の司法下に編入され、さらにマタラムの継承戦争に乗じて VOC に割譲された^(注3)。1747年、その中心地のスマラン(Semarang)にジャワ人の民事・刑事を審理するための裁判所、ラントラート(Landraad)が設置された。オランダが設けた最初のジャワ人を対象とした裁判所である。これはオランダ人の政務官(gouverneur)とこの地域の7人のレヘント(regent: 県知事)、ならびに検察官としてジャクサ、そのほかオランダ人書記、ジャワ人書記で構成された。オランダはこのラントラートの依拠すべき法典として『コンペンディウム』(Compendium: 法律大要)を1750年に編纂した。これには司法機構と刑罰規定のほか、イスラーム教徒の結婚、離婚、相続に関する法と慣習が組み込まれた。注目すべきことは、オランダが『コンペンディウム』を編纂する際に、ジャワ人のイスラーム法の根拠となるキターブ(kitab: イスラームについて書かれたアラビア語の原書)として『ムハッラル』(Muharrar)を引用したことである。これは当時のジャワでは最も重視されていたキターブのひとつであり、オランダ人の編纂になる法典はオーソドックスなイスラームに傾斜したものとなった。ただし、刑法からはその影響は取り除かれた。プンフルはラントラートの構成員には任命されなかったが、この『コンペンディウム』は家族法の問題に関してはプンフルが裁判官として審理をすることを規定しており、既存のイスラーム法裁判所の機能を確定することにもなった^(注4)。また、小さい係争は県(regentschap)のジャクサに任された^(注5)。

この他、オランダによる領土の侵食にともない、マタラムの司法権は次第にせばめられる一方、ジャワの司法に対するオランダの介入は部分的に行

なわれた。チルボンでは、1688年以降、オランダ人レシデント(resident: 理事官)が王の司る上級の裁判審理に同席するようになった。レシデントが体罰刑の緩和を行なったり、死刑判決にはバタヴィア政府の承認を必要とするなど、刑事罰に影響が出てきた。チルボンでは導入の遅れたプンフル法廷は、当初よりオランダの管理下にあった^(注6)。また、1705年にマタラムとの協定によって VOC の支配下に入ったプリアンガンでもプンフルの示す死刑判決はレシデントの承認なしには執行されなかった。しかし、それ以外はマタラム時代と変わらず、ほとんどの審理は県単位でジャクサに任されていた^(注7)。

ラントラートの設置されたスマランには、ヨーロッパ人対象の法廷として法務院も新設された。結局、ジャワ到来当初よりオランダはヨーロッパ人に対する法廷と、ジャワ人に対する法廷を区別し、司法の二重制度という形態をとったのである。オランダが従来のジャワ司法に介入したのは唯一イスラーム法に基づく刑事罰の分野であった^(注8)。これはその関心が治安にあったことにもよるが、イスラームの刑法を残忍とするキリスト教的優越意識が少なからず作用したと考えてもよい。しかし、もともと VOC には領土を支配する意志も能力もなく、1799年経営不振で解散されるまで、ジャワの司法には例外的にしか介入しなかった。一方、この間、マタラムは度重なる継承戦争や政治的動乱にオランダの介入を許すことになり、スラカルタのススフナン(Susuhunan)家、マンク・ヌゴロ(Mangku Negoro)家、ジョクジャカルタ(Jogjakarta)のスルタン(Sultan)家の3つに分裂させられ、マタラムは消滅した。

VOC の領土はそのままオランダ政府に引き継がれたが、ダーンデルス(Daendels: 1808~11年オ

第1表 ダーネデルス時代の司法制度

ヨーロッパ人対象	ジャワ人対象
高等法務院 (Hooge Raad van Justitie) 法務院 (Raad van Justitie) 陪審法廷 (College van Schepenen)	巡回裁判所 (Ambulant Gericht) ラントラート (Landraad) 地方裁判所 (Landgericht) 治安裁判所 (Vredegericht)

(出所) *Encyclopaedie van Nederlandsch Oost-Indië*, 第5巻, ハーグ/レイデン, Brill, 1919年に基づき筆者作成。

ランダ東インド総督)によって、VOC時代の司法機構はかなり改編された(第1表)。まず、スマランの法務院が分割され、スラバヤ(Surabaya)にも設置された。バタヴィアの高等法務院はその上級審に位置づけられた。また、ラントラートも新たにスラバヤ、チルボン、アニェル(Anyer:バンテン)にも設けられ、重大犯罪の審理を担当した。加えて、ジャワ人の民事・刑事のために、3種類の裁判所が新設された。州長官(prefect)、レヘント、プンフル、検査官(opziener)から構成される巡回裁判所(Ambulant Gericht)がバタヴィアとプリアンガンに配備され、ラントラートとほぼ同じ構成の地方裁判所(Landgericht)が各州に、レヘントとプンフルで構成される治安裁判所(Vredegericht)が各県に配備された。地方裁判所ではジャクサが検察官であるのに対し、プンフルは顧問にすぎなかった。治安裁判所は婚姻、傷害、未決済問題を扱い、地方裁判所はラントラートと治安裁判所が扱わない問題を担当した^(注9)。地方の司法組織が案出され、司法の統一、中央集権化がはかられたのである。

ダーネデルスは宗教問題に関しても、次のような訓令、規則を出し、イスラーム法の適用範囲を明確に示している。まず、バタヴィアには「非キリスト教徒の宗教、婚姻、相続に関する問題の調

査、解決には、その法律、慣習が遵守され、判決においてはそれを基本としなければならない」と指令している^(注10)。また、北東海岸地域には、婚姻、相続に関する訴訟は地方裁判所ではなく、「上級司祭」(opperpriest:プンフル)に任せるように指令した。しかし、ジャクサが検察官でプンフルは単なる顧問としての役割しか与えられていない地方裁判所をその控訴審に位置づけた。しかも、レヘントにプンフルの活動を監督させ、プンフルが政治に関わらないように指示している^(注11)。同様にチルボンに対しても、婚姻・相続・宗教制度に関する問題の控訴はラントラートへ持ち込むことを定めている^(注12)。さらに、ダーネデルスは窃盗罪に科せられる手足の切断を禁じ、イスラームの刑法をさらに制限した^(注13)。

ジャワ人の司法に関してダーネデルスが出したこの一連の指令、規則は、のちにオランダが本格的に植民地経営に乗り出した際のジャワ人の宗教問題に対する政策の原型となっている。すなわち、婚姻・相続問題という民事にはオランダは介入せず、原住民首長であるレヘントの監督下でプンフルに処理させるということであった。スランビ法廷は、その他の民事、および刑事全般に対する審理権を剥奪され、しかもラントラート、地方裁判所の下級審に位置づけられた。ダーネデルスは行

第2表 ラッフルズ時代の司法制度

3 大 港	内 陸 部
最高裁判所 (Supreme Court of Justice)	
裁判所 (Court of Justice)	巡回裁判所 (Court of Circuit)
請願裁判所 (Court of Requests)	
治安判事法廷 (Bench of Magistrates)	理事州裁判所 (Resident's Court)
	郡裁判所 (Bupati's Court/District's Court)
州長官裁判所／ラントラート (Landdrost's Court/Landraad)	分州裁判所 (Division's Court)

(出所) Raffles, Thomas Stamford, *History of Java*, シンガポール, Oxford University Press, 1988年, Appendix D および第1表の出所と同じものに基づき筆者作成。

政機構整備においてもジャワ人首長の権限を弱体化させたが、ここでオランダは支配者としての姿勢を前面に出したといえよう。

オランダ本国の混乱で、1811年から16年までジャワは一時的にイギリスの支配下に入った。この時期に植民地経営を推進したジャワ副総督のラッフルズ (Thomas Raffles) はダーンデルスが先鞭をつけた司法改革をさらに大幅に進めた (第2表)。

ラッフルズは高等法務院と陪審法廷を廃止し、バタヴィア、スマラン、スラバヤの3大港に、裁判所 (Court of Justice: バタヴィアには最高裁判所 (Supreme Court of Justice)), 小事件のための請願裁判所 (Court of Requests), さらに軽犯罪を扱う治安判事法廷 (Bench of Magistrates) を配備した。これらの裁判所はその町の住民すべての民事および刑事上の裁判事件を処理するもので、人種による司法の区別を廃し、一本化をはかった。ヨーロッパ人は例外を除いて3大港以外には居住を許されなかったため、内陸部の司法はもっぱらジャワ人を対象とした。死刑に当たる告訴事件は巡回裁判所 (Court of Circuit) が審理を担当し、これは裁判所 (Court of Justice) の判事1名と陪審員から構成された。その他の重大事件は理事州裁判所 (Resident's Court) が担当し、ここではヨーロッパ

人レシデントが単独の裁判官であり、ブパティ (bupati: 以前のレヘント) 数人が補佐をし、検察官はジャクサが務め、ジャクサとブンフルは法の解説にあたった。郡裁判所 (Bupati's Court) ではブパティがジャクサとブンフルの補佐を受けて民事のみを扱い、20^ギから50^ギに関する係争事項を処理し、分州裁判所 (Division's Court) では分州の首長が軽犯罪、20^ギまでの民事を担当した。ラッフルズは直接統治の形態をめざしていたが、ブパティに刑事上の権限が与えられなかったことはその権威をさらに弱体化させた。また、イスラーム法裁判所に関しては何も規定を設けず、イスラーム法裁判所をほとんど無視し、しかも理事州裁判所においてブンフルを単に意見を述べるだけの顧問として法的権限を与えなかった^(注14)。

ジャワ王の権限に対してはラッフルズはオランダと同じ縮小政策で臨み、西部ジャワのバンテン、チルボン王家を廃止し、その領地を直轄植民地とした。さらに、ジョクジャカルタ家からパクアラム (Pakualam) 家を分立させ、スルタン家を弱体化させた。

ラッフルズの改革が軌道に乗る前にイギリスはジャワを去らなければならなかった。しかし、ラッフルズの案出した司法機構はジャワに戻ってき

たオランダによって多少の変更が加えられただけで引き継がれた。ヨーロッパ司法の導入により19世紀の初頭までに、イスラーム法裁判所は刑法の分野に決定的な打撃を受けた。これは植民地支配によってジャワ人の主権が侵食されていく過程の一環であった。その一方、民事の婚姻・相続の分野ではイスラーム法を尊重し、ジャワ人の宗教感情を害さないようにする配慮がなされた。しかし、イスラーム法裁判所が制度として認知されなかったことは、オランダの植民地行政機構整備の過程でイスラーム法裁判所が19世紀末まで司法機関として認知されなかった誘因ともなった。

19世紀初頭までのオランダの文献にはブンフルを表現するオランダ語に、“priest”（僧侶，司祭），“geestelijk”（聖職者），“paap”（法王）などの語があてがわれているが、これはオランダ人がブンフルをカトリックの聖職者と同様の類と理解していたことを示している^(注15)。ブンフル法廷は世俗と宗教を分離して考えるオランダ人の理解する裁判制度にはなじまないものであり、オランダの構想する司法行政から締め出されたのである。

(注1) *Encyclopaedie van Nederlandsch Oost-Indië*, 第5巻, ハーグ/レイデン, Brill, 1919年, 559ページ。

(注2) Kern, 前掲論文, 384~385ページ。

(注3) 同上論文 388ページ。

(注4) 同上論文 410~411, 414ページ。『コンベンディウム』の相続に関する項は次の節で述べるとおり、19世紀には法制化され、ジャワのイスラーム教徒の相続手続きのスタンダードとなった。

(注5) 同上論文 412ページ。

(注6) 同上論文 339~340ページ。

(注7) 同上論文 357~358ページ。

(注8) 同上論文 333, 359~362ページ。

(注9) *Encyclopaedie*……, 561~562ページ。

(注10) “Instructie voor den drossaard over de Bataviasche Ommelanden, 17 Mei 1808, art. 44” [1808年5月17日付バタヴィア周辺地域州長官宛の訓令44条],

および “Manier van perocedeeren in crimineele en civiele zaaken voor den drossaart over de Bataviasche Ommelanden en deszelfs assessoren, 17 Mei 1808, art. 2” [1808年5月17日付のバタヴィア州長官ならびに陪席判事宛の刑事・民事審理マニュアル2条] (Nederbrugh, J. A., “Priesterrechtspraak in Nederl.-Indië” [オランダ領東インドの司祭裁判所] 所載, *Wet en Adat*, 第2巻 (1897-1898), 2~3 ページ。

(注11) “Organisatie van het bestuur van Java’s Noord-Oostkust, 1 September 1808, art. 64, 73” [1808年9月1日付ジャワ北東海岸行政組織64条, 73条], “Instructie voor de regenten in het voormalige gouvernement van Java’s Noord-Oostkust, 27 September 1808, art. 12” [1808年9月27日付旧ジャワ北東海岸府組織諸レヘントに対する訓令12条] (Nederbrugh, 同上論文所載, 3~4 ページ)。

(注12) “Reglement op het beheer van de Cheribonsche Landen, Februari 1809” [1809年2月チルボン地域の行政に関する政令] (同上論文所載 4~5 ページ)。

(注13) Kern, 前掲論文, 414~415ページ。

(注14) Raffles, 前掲書, Appendix D/*Encyclopaedie*……, 562~563ページ。

(注15) オランダ人がブンフルや他のイスラーム知識人をどのような名称で呼んだかについては次を参照。Steenbrink, K. A., “Priests, Popes and Penghulu’s: A Review of Dutch Names for Indonesian Muslim Leaders,” Gerrit Schutte; Heather Sutherland 編, *Papers of the Dutch-Indonesian Historical Conference: Held at Lage Vuursche, The Netherlands 23-27 June 1980*, レイデン/ジャカルタ, Bureau of Indonesian Studies, 1982年, 85~97ページ。

III 初期植民地支配下のイスラーム法裁判所

1816年、オランダは再びジャワに戻り、本格的な植民地経営に乗り出すことになった。しかし、ダーンデルス、ラッフルズの改革に引き続く諸変化でジャワ社会は混乱し、1825年ジョクジャカル

タの王位継承問題に端を発したジャワ戦争が起きた。オランダのジャワ司法への介入に反対するブンフルなども反オランダ軍に加わり戦闘を激化させたが(注1)、オランダは武力でこれを鎮圧し、1830年にジャワ戦争は終結した。この結果、王家は最後のモンチョナゴロ地域をオランダに割譲させられ、スラカルタとジョクジャカルタの王侯領(Vorstenlanden:旧ナガラグン地域)のみで名目上の自治権が与えられた。オランダの覇権が確立したのである。

さて、オランダの政策は順次発布された「オランダ領東インド法令」(Staatsblad van Nederlandsch Indië:以下Stb.と略)を始めとする種々の法規に見ることができる。このStb.はオランダ領東インドの法律と手続きを法制化したものである。しかし、王侯領はオランダ直轄領と異なり、Stb.が適用されなかったりもしくはこの地域のみで別個のStb.が出された。オランダ直轄領ではオランダの案出した植民地支配体制に沿うように司法制度が整備され、一方、王侯領ではヨーロッパ司法の導入が抑えられ、マタラム時代の司法制度がほぼそのまま維持された。そのためここでは19世紀前半、初期植民地支配下の司法制度をオランダ直轄領と王侯領に分けて論じる。なお、王侯領からは特にススフナン家の司法制度を取り上げる。ススフナン家は当主がマタラム王国以来の称号パ

ク・ブウォノ(Paku Buwono)を継承していることからわかるように、4王家の中でも最有力であり、マタラムの司法制度の原型を最も忠実にとどめていた。

1. オランダ直轄領の司法制度

イギリスが去ったあと、オランダはまず、ヨーロッパ人とジャワ人に対して別々の裁判所を設けていたかつての二重司法制度を復活させた(Stb. 1819年20号, 第3表)。ジャワ人を対象とした裁判所としては、ダーンデルスとラッフルズの案出した行政区画に従った地方組織である県裁判所(Regentschapsgerecht/Regentsraad)と郡裁判所(Districtsgerecht/Districtsraad)(注2)が配置され、各行政首長がこれを司った。審理する係争事項は郡裁判所は20^ギ未満、県裁判所は20^ギから50^ギまでの民事および軽犯罪であった。ラントラートはラッフルズ時代の理事州裁判所であるが、必ずしも各州にひとつとは限らなかった。ラントラートは徐々に増設され、1848年までに55カ所に配備されており、その年にさらに7カ所に新設された(Stb. 1848年15号)。ラントラートはジャワ人およびこれと同等とされる者(中国人、他の東インド系住民)を対象とし、また中国人とヨーロッパ人との訴訟も扱った。審理する係争事項は50^ギ以上の民事と刑事犯罪であった。ラントラートではオランダ人レジデントが裁判官であり、ジャクサは検察官、

第3表 1819年オランダ直轄領の司法制度

ヨーロッパ人対象	ジャワ人対象
蘭印最高裁判所 (Hoogerechtshof van Nederlandsch-Indië)	
法務院 (Raad van Justitie)	巡回裁判所 (Rechtbank van Omgang)
理事州裁判所 (Residentiegerecht)	ラントラート (Landraad)
	県裁判所 (Regentschapsgerecht)
	郡裁判所 (Districtsgerecht)

(出所) Stb. 1819年20号より筆者作成。

ブンフルは顧問にすぎなかった。郡裁判所の控訴審は県裁判所、さらにその控訴審はラントラートと位置づけられた。ラントラートで解決をみなかった問題は、ヨーロッパ人を対象とした高等裁判所である法務院 (Raad van Justitie) へ送られた。さらに、バタヴィアの蘭印最高裁判所 (Hoogerrechtshof van Nederlandsch-Indië) も、ヨーロッパ人、非ヨーロッパ人双方の訴訟の大審院として位置づけられていた。重大犯罪を審理する巡回裁判所 (Rechtbank van Omgang) は管轄区域が4つに分けられ、それぞれの区域の中ではバタヴィア、スマラン、マディウン (Madiun)、スラバヤに裁判官が駐在し、各区域の要所で開廷された。巡回裁判所が開廷された町はラントラートが配備された所とほぼ一致する。

このような司法組織は、1848年に「司法行政機構法」(Reglement op de Rechterlijke Organisatie) が制定されたことで制度的にほぼ完成した。さらに同じ年に、司法行政に関する一連の法令が出されたことによってオランダ式の司法制度がオランダ法によって運営されるという内実が伴うことになった。この中でも、ジャワ人に関わりがあるのは「原住民取締法」(Inlandsch Reglement) と呼ばれるもので、これはジャワ人官吏の警察権と司法権を定めた法である。ジャワ人は司法上もレヘント (県知事) の監督下に置かれることが再確認された。

以上述べたような植民地司法行政機構が整備される過程で、イスラーム法裁判所やイスラーム法はどのように扱われたのであろうか。先に触れたジャワの司法に関する最初の規定である Stb. 1819 年20号で、各裁判所は制度化されたが、ここではイスラーム法裁判所については一言も触れられていない。イスラーム法裁判所はオランダ語ではブ

リーステルラート (Priesterraad: 司祭裁判所) という言葉があてがわれたが、この用語は19世紀前半の法規の中にはまだ登場しない。それを補うように宗務官吏として植民地支配機構の中に編入されたブンフル (オランダ語ではしばしば "priester") の職務の中にイスラーム法に基づいた裁判に関する規定があるだけである。まず、Stb. 1820年22号13条でレヘントの職務のひとつに「イスラーム教徒の宗教事を監督すること。かつ『司祭』(=ブンフル——引用者) が婚姻・相続等の問題ではジャワ人の道徳と慣習に従って任務を遂行するように監督すること」が義務づけられている。これは漠然とした規定であり、レヘントに係争の処理を委ねた形となっている。ジャワ人の民事や刑事を扱うラントラートやその控訴審である法務院に対しては、ジャワ人の宗教・慣習に従って審理を行なうことを定めているが、「これらの法が公正さや法的妥当性として認められた原則に反しない限り」という条件付きである (Stb. 1825年42号)。先にも述べたようにジャクサとブンフルもラントラートに召喚されるが、オランダがジャワ人同士の民事係争に介入する余地は残されたのである。また、バタヴィア州では、すべての宗教上の係争、婚姻、相続、埋葬の問題は郡裁判所に委ねられた (Besluit van den Kommissaris-Generaal van 12 Maart 1828 No. 17: 1828年3月12日第17号バタヴィア州長官決定)^(注3)。これはイスラーム法裁判所の機能を郡裁判所に肩代わりさせたものであり、イスラーム法裁判所の存在を抹消しようとしたふしさえ窺える。

その一方、オランダは裁判で判断の拠り所となる法の整備には早くから着手した。1750年に編纂された『コンペンディウム』の中から遺産相続規定の部分を法制化し (Stb. 1828年55号)、イスラ

ム教徒独自の相続規範を保証した。これは63項目からなる細かい規定で、イスラーム教徒の複雑な遺産相続方法を明確にした。さらにこれを再確認するかのように、Stb. 1825年42号を補足するものとして、「原住民固有の、もしくは宗教的な法、慣用、慣習は、ヨーロッパ人およびこれと同等の者のために定められた法規定と相違がある場合は、維持される」という条項が付け加えられた (Stb. 1832年29号)。

このように、オランダはジャワ人の宗教問題に若干の配慮を示しながらも、イスラーム法裁判所を制度的に認知しなかった。また、プンフルの権限を保証しないばかりでなく、時にはイスラーム法裁判所の機能を他の裁判所に代行させることで、プンフルの活動をいちじるしく制限した。要するに、オランダはイスラーム法裁判所の重要性を充分認識していなかったのである。当然このようなオランダの政策は司法の現場で行き詰まり、それはオランダにイスラーム教徒のための裁判に関する規定を設けることの必要性を痛感させた。イスラーム法に従って審理を行なう裁判に関する最初の規定は Stb. 1835年58号であるが、これが公布されるまでには、ラントラート、法務院、最高裁判所、オランダ東インド総督の間で文書で協議が繰り返された。このやり取りは「Stb. 1835年58号関係文書」(Stukken betrekkelijk Staatsblad 1835 No. 58)としてオランダ人オリエンタリスト、ネーデルフ(Nederburgh)の論稿「オランダ領東インドの司祭裁判所」の中にそのままの形で収録されているが^(註4)、以下この文書から Stb. 1835年58号が制定されるに至った経緯を見てみたい。

Stb. 1835年58号制定のきっかけは2件の遺産相続をめぐる訴訟であった。

(1) プカロンガン(Pekalongan)の住人シンゴ・

ディロノ(Singo Dirono)のケース

(イ) シンゴ・ディロノは、遺産相続に関するプンフルラート(イスラーム法裁判所)^(註5)の示した判決を不服とし、これに従わなかったところ、財産分割を要求する2人の共同相続人によってラントラートへ訴えられた。ラントラートは相続問題に関する判断を避けたが、プンフルラートが財産分割の命令を出し、差押えを執行することを妥当と認めた(1833年7月30日)。これに不服のシンゴ・ディロノはスマランの法務院へ控訴し、法務院はラントラートのこの件に関する審理権を否定し、プカロンガンのラントラートの判決を無効とした(1833年9月16日)。(Vonnis definitief in de zaak in appel hangende voor den Raad van Justitie te Samarang:スマラン法務院審理における確定判決)

(ロ) 法務院はシンゴ・ディロノに対して、政府に調停を要請することを勧告する一方、シンゴ・ディロノは一時的にプンフルラートの判決に従う以外はないとも判断した。また、法務院は最高裁判所にこの件に関する調査委員会を設置し、その報告をもって最終判断を下すことを提案した(1834年6月24日)。最高裁判所は総督に対し、スマランの法務院がラントラートの判決を無効としたことを不適切であると述べ、シンゴ・ディロノの件で政府が仲介をする必要はなく、シンゴ・ディロノにはプカロンガンのプンフルラートの判決に従うしかないことを知らしめるべきであると助言した。(Missive van het Hooge Gerechtshof 1834. 9. 15 No. 346:最高裁判所文書1834年9月15日第346号)

(ハ) 同時に、最高裁判所はスマランの法務院の

提案を拒否。また、スマランの法務院がジャワ人の相続問題に関する審理権はブンフルにあり、ラントラートには関与する権限がないと判断したことにも修正を求めた。(Missive van het Hooge Gerechtshof 1834.9.15 No. 347: 最高裁判所文書1834年9月15日第347号)

(二) 政府はシンゴ・ディロノの件に仲介する必要はなく、シンゴ・ディロノはプカロンガンのブンフルラート判決に従わなければならないとした。(Resolutie van den 1 October 1834 No. 25: 1834年10月1日決定25号)

以上の経緯からわかるように、オランダ人官吏の間の見解の相違も混乱を引き起こす原因のひとつであったが、この訴訟にはイスラーム法裁判所に関わる問題点が浮き彫りにされている。まず、イスラーム法裁判所は制度的に認められていないが、実際には機能している。しかし、ブンフルには何ら法的権限がないためにその判断を確定するものではなく、執行の主体が定まらない。ブンフルを監督する立場にあるレヘントの県裁判所は50ル以上の民事は扱えず、額の大きさによってはイスラーム法裁判所の審理に介入することはできない。また、オランダ人が裁判官を務める法廷ではイスラーム法に関わる問題に判断を下すことには無理がある。シンゴ・ディロノの訴訟から少し遅れて、次の遺産相続問題が総督に訴えられた。

(2) スマランの住人マス・ティスノ・ディ・ウェリオ (Maas Tisno Di Werio) のケース

(イ) マス・ティスノ・ディ・ウェリオは、共同相続人の訴えによりブンフルラートから分与財産の賠償返還を命じられ、これを不服としてラントラートに控訴した (1834年5月24日)。

(ロ) ラントラートは、ブンフルラートの判決を控訴審で審理する権限はないと宣言した。一

方、ブンフルラートはイスラームの相続法に従って相続の分類とか分配のみに権限があり、それから生じた民事には関与することはできないと判断し、ブンフルラートの判決を実行する必要はないとした。(Proces-verbaal en beschikking v. d. Landraad te Semarang 1834.

6.7: スマランのラントラートの審理記録1834年6月7日)

(ハ) マス・ティスノ・ディ・ウェリオはラントラートが審理を拒否したことを不服とし、総督に嘆願書を提出した。

(ニ) この件を審議した最高裁判所は、総督にマス・ティスノ・ディ・ウェリオに対しては、彼の相続問題について政府が介入する根拠はないことを通知することを助言した。同時に、遺産相続の当事者に判決執行を迫る権限については今まで論議されてこなかった点を改めて認識し、Stb. 1820年20号13条に、婚姻・相続問題に関する係争ではブンフルが裁判を行ない、さらにその裁判の執行を確実にするために、その裁判から生じる返済・支払の民事はすべてラントラートに持ち込まれる、とする補足が必要であることを具申した。(Missive van het Hoog Gerechtshof 1835. 5. 18 No. 206: 最高裁判所文書1835年5月18日第206号)

(ホ) 政府はマス・ティスノ・ディ・ウェリオの件に関しては最高裁判所の助言を受け入れると同時に、ブンフル法廷の控訴審になるような「聖職者裁判所」をジャワの3つの要所に作る必要があるかどうかについて最高裁判所の助言を求めた。(Resolutie van den 15 Julij 1835 No. 20: 1835年6月15日決定20号)

(ヘ) この要請を受けた最高裁判所は、「今のところ特別な『聖職者裁判所』が必要な状況に

はない、そのような裁判所の設置は世俗的問題に関して『聖職者』がすでに持っている非常に大きな影響力をさらに増大させることになる」とし、ジャワの3つの中心地に「聖職者裁判所」を設置する必要はないと、助言した。(Consideratiën en advies van het Hoog Gerechtshof aan den Gouv. Gen. 1835. 8. 12 No. 336: 最高裁判所の総督宛の提言 1835年8月12日336号)

(b) 結局、政府は最高裁判所の助言に従い、以下の決定を下した。

(i) ジャワ人の遺産相続に関する問題で、ブンフルラートから控訴できる「聖職者裁判所」をジャワの3つの中心地に設置する必要はない。

(ii) 婚姻、遺産相続の問題に関してはジャワ人の中では頻繁に係争が起きる。これらの問題はイスラーム法に従って解決されねばならず、「聖職者」が裁判を行わなければならない。しかし、その裁判から生じた支払に至る民事は、裁判を遵守し、かつその実行を確実にし、執行するために通常の裁判所に持ち込まれる。(Resolutie van den 7 December 1835 No. 6: 1835年12月7日決定6号)

これは遺産相続の分配に関してはイスラーム法裁判所が判断を下す権利を持つが、執行はラントラートに委ねるという妥協案であった。しかも、制度上は認められていない裁判所の機能を既成事実として受け入れるという矛盾を孕んでいた。さらに注目すべきことは、オランダ人官吏の間ではイスラーム法に関する最終判断を下す裁判所の設置がすでに上程されていたことである。この提案に対して最高裁判所は強く反対している。これは、

ジャワ人訴訟の現場ではイスラーム法裁判所の整備の必要性が痛感される反面、バタヴィアの政府中枢部ではまだイスラームの政治的影響力に対する懸念を捨てきれず、しかもイスラーム法裁判所を制度化することなしに問題が統御できるという認識であったことを示している。

1835年12月7日決定6号の第2項は Stb. 1835年58号となり、これは1848年の「司法行政機構法」の中に挿入された。イスラーム法裁判所はその機能を認められながらもオランダの案出した司法制度の枠の外に締め出されたままであった。

2. 王侯領スフナンの司法制度

スルタン・アグンの時代にマタラムには、ブンフル法廷(スランビ)が登場してジャクサ法廷(のちのブラドト)と並立し、その後さらに第3の裁判所バレ・マンガ(Bale Mangu) が設置された。これはマタラムが VOC との協定で国内のヨーロッパ人を VOC の司法下に置くことを認めた1677年以降に配備されたもので、パティが管轄し、農業・地方行政問題を扱った。“bale” は裁判が開廷された宮廷の謁見所プンドポ(pendopo) を指し、“mangu” は「考える」という意味である^(註6)。1737年まだマタラムの領土であったバシシルが VOC の司法下に入って以来バレ・マンガが廃止される(Stb. 1847年30号)までの約1世紀、ジャワ戦争でマタラムはすべてのモンチョナゴロを失うもののその司法制度は大きな変化を遂げていない。

3つの裁判所はそれぞれの審理範囲を持ち、依拠する法典も異なるが、これはスランビとブラドトの機能分担がはっきりとしてきた18世紀後半のことである。ブラドトとバレ・マンガは性格上重複する部分も多く、共通する法典もあった。ジャワの法律書は1770年代以降次々と編纂されたが、

これはオランダの要請によるものであった。オランダは法判断の根拠を明確化することを求めたのである。ブラドトには『ナウォロ・ブラドト』（ブラドト法規）が、バレ・マンガーには『アンゲル・ストソ』（*Angger Sadasa*: 十法）が編纂された。農業、地方行政に関する法規はヨーロッパ人や中国人に対する土地の貸付には必要なものであった。注目すべきは、スランビは古来のジャワ法にイスラームの影響が入った混合法典ではなく、イスラーム法に関するキターブそのものが拠り所となったということである^(注7)。

裁判の様子を示す資料がないために、3つの裁判所がいかに機能したかを知るのは難しいが、以

下スラカルタのレシデントを務めたウィンテル (C. F. Winter) の報告^(注8)に従って特にスランビに注目してススフナンの司法を見てみたい(第4表)。

スランビが頻繁に開廷されていたのに対し、ブラドトとバレ・マンガーは滅多に開廷されなかったようである^(注9)。ウィンテルは離婚の方法と結婚の有効性について詳しく叙述しているが、これはスランビに提訴された訴訟の多くが、離婚問題と婚姻確認に関するものであったことを示している。これがスランビがよく利用されていた理由であろう。先に述べたように、イスラーム教徒の結婚成立においては女性の側からワリ(後見人)を立てる必要がある。ワリ不在で行なわれた結婚につ

第4表 19世紀前半(1847年以前)ススフナンの司法制度

	スランビ (Surambi)	ブラドト (Pradata)	バレ・マンガー (Bale Mangu)
裁判官	マス・ブンフル (Mas Penghulu)	ジャクサ (Jaksa) 長 (Raden Tumenggung Among Prajo)	ラデン・アディパティ (Raden Adipati)
法廷の 役人	Ketib Modin Ngulomo Jaksa Kori	Jaksa Kadipaten Jaksa Wedana Ngajeng Jaksa Wedana Kambang Jaksa Pangeran Kamisepuh Jaksa Hannon-hannon Jaksa Mas Penghulu Jaksa Negari Jaksa Prajurit	Wedana Jawi Wedana Lebet Jaksa Negoro Mantri Sadhoso
審理 範囲	婚姻, 相続, 売買, 所有, 貸借, 加害者の確定した 殺傷事件	スランビでは審理されない民事, 刑事	ヨーロッパ人, 中国人, およびそれ と同等の人々とジャワ人の間に生じ た民事, 刑事
拠り所 とする 法典	キターブ各種	<i>Nawala Pradata</i> (『ブラドト法規』) <i>Angger Ageng Lintu Potro Tondo Nomo</i> (『署名文書交換法』)	<i>Angger Ageng Lintu Potro Tondo Nomo</i> <i>Angger Sedasa</i> (『十法』)
開廷日	月・木曜日	月・木曜日	水・土曜日

(出所) Winter, C. F., "Regtspleging over de onderdanen van Z. H. den Soesoehoenan van Soerakarta" [スラカルタのススフナン王家の臣民に関する司法行政], *Tijdschrift van Nederlandsch Indië*, 第6巻第1号, 1844年に基づき筆者作成。

いてワリが不服を訴えた場合、ワリ不在のまま結婚を行なった理由に正当性がなければその結婚は無効となる。スランビの裁判長であるマス・プンフル(Mas Penghulu)は調査を行なうと同時に、和解を模索する。また、スランビで扱う離婚係争はラパック(rapak)と呼ばれるもので特に妻から申し立てる離婚がほとんどである。離婚を請求する妻はスランビに提訴する前に3度下級(地元)の宗務官吏に訴えなければならぬ。その後担当の宗務官吏は調査を行ない、彼女をマス・プンフルのもとへ案内する。マス・プンフルは訴えの正当性の調査と夫の査問をし、和解の道をさぐるが、これが成り立たなかった場合は、妻はパミワル(pamiwal:離婚賠償金)を支払って婚因を解消することになる^(注10)。イスラーム法裁判所は妻から提訴された離婚請求を審理するといういわば女性の「駆け込み寺」的存在でもあったといえよう^(注11)。

さて、法廷の構成に関してもイスラーム法裁判所であるスランビは世俗裁判所であるプラドトやバレ・マングーとは若干異なる。まず、プラドトとバレ・マングーの裁判官および法廷役人はススフナンの宮廷官吏であり、宮廷組織の各部局と連結し、かつ王都周辺の地方行政とも関わりを持っていた。一方、スランビの法廷役人であるクティブ(ketib)、モディン(modin)、ングロモ(ngulomo)は本来はモスク役人であり、モスク長たるプンフルの下で宗教儀礼・事務を担当した。バレ・マングーの裁判官は宮廷官吏の中でも最高位にあるラデン・アディパティ(Raden Adipati)であり、プラドトの裁判官はそれより下位に位置づけられるラデン・トゥメンゲン・アモン・プロジョ(Raden Tumenggung Among Projo)であったが、マス・プンフルはその序列の中には入らないいわば別格の司法官であった。プラドトの裁判官が不在の場

合はバレ・マングーの裁判官が代行を務めることもできたが、スランビの裁判官が不在の場合は年長のクティブかングロモが代行を務めた^(注12)。

この3つの裁判所にはランクがあり、スランビはプラドトとバレ・マングーの控訴審として位置づけられていた。つまり、婚姻・相続問題以外にも、一部の民事に関してはスランビは審理を行なったのである。起源からすればスランビは王の裁判所を継承しており、上位に位置づけられるのは当然であるが、スランビに対する特別の扱いはかつてイスラーム化が王のイニシアティブで推進されたことの証明でもある。なお、バレ・マングーの判断はプラドトで覆すことはできず、その意味ではプラドトが最も下位にあった^(注13)。

イスラーム法で審理が行なわれるのはスランビだけであるが、他の裁判所にもイスラームの影響が認められる。それは誓言の方法であり、また誓言が重視されていることである。これは1771年に定められた行政裁判に関する規則書『スラット・パレンバンガン』(Serat Parembangan)に記されているが、これによるとジャクサも誓言を行なわなければならないとある。誓言を司るのはプンフルであるが、モスクでなされるわけではない。誓言を行なう者はプンフルと向かい合い、その頭上にはコーランが翳され、プンフルに続けて誓言の文句を読むという手順であった^(注14)。また、3つの裁判所は係争を和解させる権限を持ち、和解が成立しない場合は法に従って解決がなされた。裁判で決着をつけるよりもまず調停を試みるという方法はスランビの場合には顕著であった^(注15)。

名目上自治権を享受していた王侯領ではあったが、裁判にヨーロッパ人、中国人およびそれと同等とされる者が関わった場合、また一般臣民ではなく王侯や政府役人の場合もレシデントの仲介や

判決言い渡しに際しての承認を必要とした^(注16)。

以上見たように、ススフナン領のスランビの地位と機能はイスラーム法裁判所がすでに定着した制度となっていたことを証明している。また、婚姻・相続問題のみならず、上級審として他の民事も担当したことは、イスラーム法裁判所の審理が本来はより広い範囲にわたっていたことを示している。ジャワの中核地域でイスラーム法裁判所が確固とした基盤を築いたことは、他地域のイスラーム法裁判所の存在理由を裏づけることにもなったのではないだろうか。

(注1) ジャワ戦争におけるブンフルの活躍については次を参照。Carey, B. R. Peter, *Babad Dipanagara: An Account of the Outbreak of the Java War (1825-30)*, クアラランブル、Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society, 1981年。

(注2) オランダ語では裁判所(gerecht, rechtbank)を指すのにしばしば「ラート」(raad: 評議会)があてられたが、これは裁判長以外にも陪席裁判官が出席する合議制裁判所を指し、植民地ジャワの司法制度の実態をあらわすには正確ではない。

(注3) Nederburgh, 前掲論文, 14~15ページ。

(注4) 同上論文 17~59ページ。

(注5) この文書の中では「イスラーム法裁判所」をあらわすのに“penghulu raad”(ブンフル裁判所)、“mesjid raad”(モスク裁判所)という用語も用いられている。

(注6) 「謁見所」を意味するパセバン(paseban)、パソワン(pasowan)が用いられ、パセバン・マングー、パソワン・マングーとも呼ばれた。Kern, 前掲論文, 394ページ。

(注7) 同上論文 390~398ページ。

(注8) Winter, C.F., “Regtspleging over de onderdanen van Z. H. den Soesoehoenan van Soerakarta” [スラカルタのススフナン王家の臣民に関する司法行政], *Tijdschrift van Nederlandsch Indië*, 第6巻第1号, 1844年, 100, 104, 111ページ。

(注9) 同上論文 99ページ。

(注10) 同上論文 380~386ページ。

(注11) 現代でもイスラーム法裁判所はこのような性格を持っている。Lev, 前掲書, 136~184ページ。

(注12) Winter, 前掲論文, 114~123, 485~486ページ。

(注13) 同上論文 112~113ページ。

(注14) Kern, 前掲論文, 399ページ/Winter, 同上論文, 490~491ページ。

(注15) Winter, 同上論文, 482ページ。

(注16) 同上論文 391~393ページ。

結びにかえて

ジャワに多元的司法制度が形成されたのにはふたつの要因がある。第1はジャワの司法がイスラーム化以前にヒンドゥー教の影響を強く受けていたことである。イスラーム司法は既存のジャワ・ヒンドゥー法をイスラーム化する形で制度を整えていった。これは司法の拠り所となる法典がインド起源のヒンドゥー法典から、イスラーム法の影響を受けた混合的性格を持つ法典へ、さらにはイスラーム法裁判所(スランビ)に関してはイスラーム法そのものを述べたアラビア語の原典キターブへと変化したことに如実にあらわれている。イスラーム法の適用範囲は民事・刑事全般にわたったわけではなく、旧来の法や慣習であるドリガマもしくはアダット(adat)^(注1)の適用される範囲は広く残された。しかし、王権に関わる重大犯罪と、イスラーム法の主要部分である婚姻・相続等の家族法の分野がイスラーム法裁判所の審理下に入ったことの意味は大きい。それは、イスラーム化を促進する制度的基盤ができたことを意味した。司法のイスラーム化にはかなりの時間を要し、しかも、各王国の中心部や早くからイスラーム化したパシシルといった限られた地域でしかイスラーム司法は成立しなかった。しかし、ジャワの中核地域でイスラーム化が法制度にまで及んだことは、

他地域への波及を必至とした。第2はオランダとイギリスが植民地支配体制を整備する中でヨーロッパ司法を導入し、伝統的ジャワの司法制度にかなり介入したことである。この中でイスラーム法裁判所は制度的に認知されず、その機能はラントラートや他の下級裁判所に吸収される形となった。ブンフルは単に意見を述べる顧問の地位を与えるだけで事足りると考えられたのである。

しかし、「イスラーム聖職者」(＝ブンフル)の権限を制限し、その政治力を削ぐことでイスラーム法裁判所を黙殺しようとしたオランダの目論見は成功しなかった。19世紀前半、ジャワはすべての地域がイスラーム化していたわけではなかったが、オランダ人官吏の間ではイスラーム法裁判所の整備が検討され始めていた。ジャワのイスラーム教徒の間では婚姻・相続問題をイスラーム法に従って処理することはすでに定着していたからである。

1835年の時点ですでに矛盾を露呈していたオランダの政策は半世紀後に大きな軌道修正を行なわざるをえなかった。1882年にオランダがイスラーム法裁判所の制度化に踏み切ったことは、ヨーロッパ司法でジャワの司法を包摂しきれず、植民地ジャワの現実に譲歩を余儀なくさせられた植民地支配の弱点を明らかにした。

ジャワはイスラーム世界の境域に位置しているためにイスラーム化は遅れたが、司法のイスラーム化とヨーロッパ司法の導入がほぼ同時期に始まったことを考えると、イスラーム法裁判所は比較的順調に発展したといえるであろう。植民地権力によってその審理範囲が婚姻・相続問題にせまられたが、これはイスラーム法の核をなす部分でもあり、最後の砦が残された形となった。また、これは多くのイスラーム諸国に共通する経験であった。このおよそ人間にとって最も身近な問題を通して、イスラームの法概念、思想が伝達されたのである。

冒頭に述べた「裁判所」を意味するインドネシア語“pengadilan”や、ハキム(hakim：裁判官)、フクム(法律)がアラビア語起源の言葉やその派生語であるのは、イスラーム法裁判所を通して、インドネシア社会に法意識、裁判制度が定着したことのひとつの証左であろう。

(注1) 「ドリガマ」(drigama)はサンスクリット起源の言葉「アディガマ」(adigama：経験)から派生した語であり(Kern, 前掲論文, 384ページ)、「アダット」(adat：慣習)はアラビア語起源の言葉である。1717年のオランダ人官吏の文書には成文化されていない慣習法を「アダット」と呼んでいることから、この時代にはすでに定着した言葉になっていたと考えられる。

(名古屋短期大学専任講師)